

# 真庭市充電インフラ整備事業補助金交付要領

## (目的)

第1条 真庭市充電インフラ整備事業補助金の交付については、真庭市補助金等交付規則(平成17年真庭市規則第53号)及び真庭市充電インフラ整備事業補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (交付対象者)

第2条 交付規程第4条第1項に規定する市長が別に定める場合は、申請日の属する年度の4月1日前に施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する契約を締結する場合とする。この場合、補助事業に係る工事の施行を開始する年度において、交付対象者とする。

## (補助金の交付申請)

第3条 交付規程第5条第1項に規定する市長が別に定める場合は、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付決定を受けている場合とする。この場合、補助事業の着手後であっても申請可能とする。

第4条 交付規程第5条第1項に規定する市長が別に定める日は、令和5年度分については、令和6年2月9日とする。ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。

## (実績報告等)

第5条 交付規程第8条第1項に規定する市長が別に定める日は、令和5年度分については、令和6年3月25日とする。

## (充電設備の設置工事費)

第6条 交付規程別表1(注2)に規定する充電設備の設置工事費の詳細項目は、別表1のとおりとする。

## (交付申請書の添付書類)

第7条 交付規程別表2に規定する書類の詳細は、別表2のとおりとする。

## (実績報告書の添付書類)

第8条 交付規程別表3に規定する書類の詳細は、別表3のとおりとする。

## 附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。